自衛隊茨城地方協力本部日立出張所	日立市
自衛隊群馬地方協力本部太田出張所	太田市
自衛隊千葉地方協力本部船橋出張所	船橋市
自衛隊東京地方協力本部港出張所	東京都港区
自衛隊東京地方協力本部文京出張所	東京都文京区
自衛隊東京地方協力本部江東出張所	東京都江東区
自衛隊東京地方協力本部大田出張所	東京都大田区
自衛隊東京地方協力本部豊島出張所	東京都豊島区
自衛隊東京地方協力本部立川出張所	立川市
自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所	横浜市
自衛隊神奈川地方協力本部川崎出張所	川崎市
自衛隊新潟地方協力本部長岡出張所	長岡市
自衛隊長野地方協力本部飯田出張所	飯田市
自衛隊静岡地方協力本部浜松出張所	浜松市
自衛隊石川地方協力本部七尾出張所	七尾市
自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所	高山市
自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所	名古屋市
自衛隊愛知地方協力本部岡崎出張所	岡崎市
自衛隊大阪地方協力本部阿倍野出張所	大阪市
自衛隊大阪地方協力本部堺出張所	堺市
自衛隊大阪地方協力本部守口出張所	守口市
自衛隊兵庫地方協力本部神戸出張所	神戸市
自衛隊兵庫地方協力本部豊岡出張所	豊岡市
自衛隊島根地方協力本部浜田出張所	浜田市
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所	津山市
自衛隊広島地方協力本部尾道出張所	尾道市
自衛隊山口地方協力本部下関出張所	下関市
自衛隊徳島地方協力本部三好出張所	三好市
自衛隊愛媛地方協力本部新居浜出張所	新居浜市
自衛隊福岡地方協力本部北九州出張所	北九州市
自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所	唐津市
自衛隊長崎地方協力本部佐世保出張所	佐世保市
自衛隊熊本地方協力本部八代出張所	八代市
自衛隊宮崎地方協力本部延岡出張所	延岡市
自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所	薩摩川内市
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市

○関東地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原字馬立一六二八番一から同町よしわら四丁目一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十三日

○関東地方整備局告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
茨城県稲敷郡阿見町大字吉原字馬立一六二八番一から同町よしわら四丁目一番三まで	○・○○～二三・一五メートル	一・六三〇キロメートル

(四)　指定する期日　令和八年六月十二日